

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月11日(水)

午後2時00分から午後3時30分まで

2. 開催場所 今治市民会館2階大会議室

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 20名

1 矢野 邦男	2 渡邊 節夫	3 大澤 穰兒	4 戸田 修司
	6 近本 静信		
9 越智 幹男	10 渡邊 昭彦	11 岡 貞義	12 竹田 清隆
13 越智 要	14 桑田 誠	15 森 京典	16 新居田 守
17 津吉 利幸	18 吉井 一浩	19 岡田 勝利	20 藤本 博
21 野間 義郎	23 永井 政則	24 近松 安文	

欠席委員数 3名

5 岡林 興通 7 本宮 勇 8 長野 健二

4. 農地利用最適化推進委員の定数及び出欠等

定数20名(現に在任する委員20名)

出席委員数 16名

1 上田 忠	2 芝田 幸則		4 森 茂
5 丹下 隆一	6 永井 直道	7 渡邊 洋志	8 長井 隆文
9 渡部 弥栄			
13 新居田 光夫	14 白石 英治	15 田窪 豊弘	16 河野 哲也
17 白石 義廣	18 高本 慎	19 藤原 教康	20 越智 卓雄

欠席委員数 4名

3 尾鷹 博司 10 越智 信彦 11 八木 義幸 12 片上 卓司

5. 議事に関与する職員

局 長	織田 浩史
次 長	森 正徳
次 長	渡辺 修三
次 長	二宮 一成
係 長	井原 綾
主 査	江頭 好治

6. 議事

【農地法関係議案】

議案第7号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～14）

議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第9号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～3）

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第11号

空き家に附属した農地の指定の解除について

議案第12号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～）

議案第13号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号～）

報告第6号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～10）

報告第7号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～4）

報告第 8 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1～4）

【年次総会関係議案】

議案第 14 号

令和 3 年度農業委員会事業報告

議案第 15 号

令和 3 年度農業委員会決算報告

議案第 16 号

令和 4 年度農業委員会事業計画（案）

報告第 9 号

令和 4 年度農業委員会予算について

6. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年度今治市農業委員会年次総会を開催いたします。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、今治市農業委員会事務局次長の二宮でございます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。
本日の出席委員数は、農業委員20名、農地利用最適化推進委員16名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、農業委員数の過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、開会にあたりまして、主催者である森会長より挨拶をお願いいたします。

会長 令和4年度の今治市農業委員会年次総会開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。
本日は私たちの任期で初めてのフルスペックでの総会ということでございます。農業委員会、農地利用最適化推進委員の皆様には、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、大変お忙しい中、徳永市長さん、片上産業政策局長さん、八木建設政策局長さん、森農林水産課長さん、大仲農業土木課長さんにもご臨席を賜り感謝申し上げます。

さて、現在の今治市の農業は過疎・高齢化による農業従事者の減少、加えて鳥獣被害など多くの課題を抱えており、なかなか厳しい状況であります。鳥獣被害につきましては、昨年提出いたしました有害鳥獣に関する意見書を汲み取っていただきまして、カラスの箱罟捕獲が通年で可能となり、その他、猪・鹿等についても保護区外を限定ではありますが年間を通して捕獲・駆除ができるようになりました。このことにつきましても改めてお礼申し上げます。

また、我々農業委員会の活動に対して、国からは農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進についてかなりハイレベルな目標設定を行い、取り組むように通達がだされております。今治市において農地の集積と申しましても、その受け手となる担い手の絶対数が不足しておりますし、経営規模拡大を考える担い手は本当に限られているのが現状であります。このため全国一律ではなく、この地域にあった農地利用最適化を目指さなければならぬと思っております。行政の皆様のご指導・ご協力をいただきながら、みなさんとともに知恵を出し合って農業・農村の発展を目指して参りたいと思っております。以上、簡単ではありますが挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、本日ご臨席をいただきました、ご来賓の方より、ご祝辞を賜りたいと存じます。
今治市長 徳永繁樹様 よろしく願いいたします。

市長 ー市長挨拶ー

事務局 ありがとうございます。
続きまして、本日、ご臨席いただきましたご来賓の方々から、ご祝辞を賜りたいところではございますが、時間の都合で、ご紹介をもって、ご挨拶に代えさせていただきますと存じます。

事務局 ー来賓紹介ー（産業政策局長、建設政策局長、農林水産課長、農業土木課長）

なお、徳永市長様におかれましては、公務のため、ここでご退席されます。大変お忙しい中、ご臨席いただきまして、ありがとうございます。どうぞ皆様、拍手でお送りください。

（市長退席）

事務局 それでは、これより会議に入ります。総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
森会長は、議長席に移動してください。

(会長 議長席に移動)

事務局 ここで、本日の資料の確認とスケジュールの説明をさせていただきます。
本日の資料は、あらかじめ郵送しております「農地法関係の議案書(A3)」、本日配布しました「会次第」、「配席表」、「農地法許可申請に係る要件確認書」、「違反転用報告書」、「農用地利用集積計画関係の議案書(A3)」、「年次総会関係の議案書(A4)」、「今治市互助会総会資料(A4)」になります。もし、資料をお忘れの場合、また、資料が無い場合は、事務局で資料を用意しておりますのでお申し出ください。資料は大丈夫ですか。
続いて、総会のスケジュールですが、お手元に配布しております総会次第のとおり「農地法関係議案の審議」の後、休憩を挟んで「年次総会関係議案の審議」、続いて「今治市農業委員会互助会総会」を開催させていただきます。閉会は、午後4時頃の予定でございます。なお、本日、会場の広さということを考えて、ワイヤレスマイクを準備させていただいております。ご質問など、委員の皆様からのご発言につきましても、事務局員がマイクをお席までお持ちいたしますので、自席で挙手のうえお待ちください。
それでは、準備が整いましたので、森会長、議事を進めてください。

議長 事務局から説明がありましたとおり、規則により、私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いいたします。
まず、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。
今回は、議事録署名人に2番(渡邊委員)、16番(新居田委員)、両委員を私から指名させていただきます。
なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。あらかじめ郵送しておりますA3版の農地法関係の議案書1ページをお開きください。
議案第7号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は湊町にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,713㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は湊町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は102㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,702㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見で

ありました。

- [受付番号 4] 申請地は孫兵衛作にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6, 6 5 3 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は波方町樋口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6, 7 2 6 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は吉海町津島にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 9 1 3 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は吉海町田浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5 4 3 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 1, 4 8 2 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5 2 5 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1, 2 4 8 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は大三島町口総にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1 5 6 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大三島町野々江、口総にある農地 1 8 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 1 6, 6 3 7 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は大三島町野々江にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 0 4 9 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は大三島町野々江にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,764 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1 ページから 3 ページまでの合計は、14 件、64 筆、面積 56,213 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、
議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。
議案第 8 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 1,906 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は合計 284 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は 1,093 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 8 筆で、地目は田または畑、面積は合計 6,955 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は 1,113 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 856 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は234㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8、9] 受付番号8及び9は、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の農業者兼大工、申請地は2筆で、地目は畑、面積は2,235㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転及び使用貸借権の設定を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
議員 (意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第9号は農地法第4条の規定による許可申請、第10号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
議案書5ページをお開きください。

[議案第9号 受付番号1] 申請人は農業兼自営業者1名、申請地は立花地区八町東1丁目の2筆で、地目は畑、面積は合計598㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農家住宅敷地拡張であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、申請人は、家族や家財道具が増え、既存の農家住宅では手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、居宅兼倉庫を増築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、「違反転用報告書」1ページをご覧ください。

[受付番号2]

申請人は農業者1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は畑、面積は57㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が既存施設である農家住宅の敷地拡張に該当すること、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、家族や家財道具が増え、既存の農家住宅が手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、居宅を増築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、「違反転用報告書」2ページをご覧ください。

[受付番号3]

申請人は農業者1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は畑、面積は159㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、自宅敷地に不足している農作業用スペースを確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日は農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、「違反転用報告書」3ページをご覧ください。

続きまして、議案書6ページをお開きください。

[議案第10号
受付番号1]

譲受人は農業兼会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、面積は550㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、今後、営農の規模拡大を図るため、耕作地に近く営農に利便の良い申請地を譲り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和5年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人はタオル製造業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は波方地区岡の1筆で、地目は畑、面積は257㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供する

ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、従業員用の駐車場が無いため工場敷地内の一部を駐車場として利用させていますが、配送用トラックの出入りが多く危険を伴うため、工場敷地に隣接する申請地を譲り受け、従業員用の露天駐車場を整備しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号3] 譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は波方地区養老の1筆で、地目は畑、面積は697㎡でございます。
- この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める法人の船舶艀装品を加工する作業場が不足しているため、工場敷地内にある既存の駐車場を作業場として利用し、工場敷地に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場として整備し、法人に貸し付けるものでござい
- ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号4] 譲受人は農業兼会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は畑、面積は168㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便なため、実家に隣接し耕作地が近くにある営農に利便が良い申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでござい
- ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5, 9] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。
- これら2件、受付番号5及び受付番号9の譲受人は同一で不動産等を営む法人、受付番号5の譲渡人は無職の者3名、申請地は吉海地区名の5筆で、地目は田及び畑、面積は合計3,128㎡でございます。受付番号9の譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、面積は1,809㎡でございます。
- これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
- す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでござい
- ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の3筆で、地目は畑、面積は合計867㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7] 譲受人は社会福祉事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区南浦の1筆で、地目は畑、面積は630㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が保養所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、障がい者就労支援事業等を営んでいますが、社員やその家族の福利厚生の実を図るため、瀬戸内海が望める風光明媚な場所にある申請地を譲り受け、保養所を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和5年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8] 譲受人は自営業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は323㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、高齢のため現在の居宅を息子夫婦に譲り、平屋住宅を新たに建築するため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
なお、申請地の登記地目が「池沼」となっていますが、現況は議案書のとおり「畑」であり、また、農業委員会の農地台帳にも農地として掲載されていることから、この度、申請者から農地転用許可申請書が提出されています。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月10日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条、及び第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか
ということでございます。
それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。
また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第9号 受付番号1、2については、第1種農地に該当するため、また、議案第10号 受付番号5については、面積3,000㎡を超える転用に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議 長 続きまして、
議案第11号 空き家に付属した農地の指定の解除について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。議案書7ページをお開きください。
令和4年1月7日総会において移住者を対象にした空き家に付属した農地の特例指定について議決いただいた「宮窪町友浦3367番1及び宮窪町友浦3389番1」について農地の権利移転登記の完了が確認されましたので「今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準 第6条第1号の規定により、その特例の指定を解除しようとするものであります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (質問、意見なし)
議 長 原案どおり、指定を解除することに、ご異議ございませんでしょうか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり指定を解除することといたします。

議 長 続きまして、
議案第12号 農用地利用集積計画関係について
議案第13号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 本日、お手元にお配りしておりますA3版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。
議案書1ページから28ページの議案第12号、29ページから30ページの議案第13号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
議案第12号、議案第13号は、今治市長から令和4年5月13日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
これらは農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書1ページから27ページまでの案件について、新規121件、更新182件、合計303件、面積は632,630.72㎡でございます。また、議案書28ページの一括方式については、今治市長から令和4年3月7日付で、一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものであり、今治市全体の計画が新規14件、面積は33,500㎡でございます。

なお、議案書 29 ページから 30 ページの議案第 13 号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規 9 件、更新 2 件、合計 11 件、面積は 25,225 m²となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。

それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

議長 報告が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全議員 (意見、質問なし)
議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全議員 (異議なし)
議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。ここからは報告事項になりますので、事前に郵送しております A3 版の農地法関係の議案書に戻ります。
議案書の 8 ページをお開きください。

議案書 8 ページから 9 ページの報告第 6 号農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出のことですが、今月は 10 件の届出があり、取得事由は、全件、相続でありました。

議案書 10 ページの報告第 7 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 4,048 m²でありました。

なお、報告第 6 号から第 7 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

報告第 7 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

続きまして、議案書 11 ページの報告第 8 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

[報告第 8 号

受付番号 1] 令和 4 年 4 月 15 日、賃貸人の申出により合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 2, 3] 受付番号 2 及び 3 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。

令和 4 年 4 月 7 日、受人の申出により合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 4] 令和 4 年 4 月 12 日、賃貸人の申出により合意が成立、反対給付はなしとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全員 (意見なし)
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 以上で、農地法関係議案の審議が終了しましたので、ここで暫時、休憩といたします。

事務局 再開は、2時55分といたします。

(休憩)

事務局 再開1分前になりました。まもなく会議を再開しますので、お席にお戻りください。
この後、年次総会関係議案の審議を行いますので、本日、お手元にお配りしておりますA4縦型の今治市農業委員会総会議案書をご用意ください。

議長 それでは、時間が参りましたので、只今より会議を再開します。
議案第14号「令和3年度年度農業委員会事業報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元のA4版縦型の今治市農業委員会総会議案をお願いいたします。1ページをお開きください。議案第14号 令和3年度農業委員会事業報告
1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。
1) 委員数、2) 職員数において令和4年4月1日現在の状況を記載しております。3) 会議開催状況、総会、月例総会12回、役員会7回他記載のとおりでございます。合計91回開催しております。
2ページをお願いします。4) 令和3年度の事務取扱件数でございます。主なものの地区別数値は4ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については5から6ページに掲載しております。合計2,429件、3,840,768㎡について取り扱いを行いました。
5) 農業委員活動状況、農地流動化促進活動事業結びつけ活動日数及び農地移動適正化あっせん事業あっせん日数です。
3ページをご覧ください。6) 会長及び委員の会議出席・出張状況でございます。
7ページをお開きください。3 農業委員会法第6条第1項以外の業務でございます。農地利用集積対策、年金加入促進などを記載しております。
8ページに農業者年金の状況を記載しております。
9ページをお願いします。「4 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。
I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)を掲載しています。
10ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化 2 令和3年度の目標及び実績。目標は、集積目標807haに対し集積実績844haで、達成状況は104.6%です。
11ページをお願いします。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進 2 令和3年度の目標及び実績。参入目標数は33経営体、参入目標面積は14ha、実績は参入38経営体、参入面積は18.0ha。達成状況は経営体115.2%、面積128.6%です。
12ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置。 2 令和3年度の目標及び活動計画。遊休農地の解消目標面積69haに対して実績42.0haで、達成状況60.9%となっております。
13ページをお開きください。V 違反転用への適正な対応。 2 令和3年度の実績は0.8haとなっております。
14ページをご覧ください。VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。15ページにかけて農業委員会の1年間の事務量を記載しております。ご覧ください。
16ページをご覧ください。VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にございませんでした。VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表はホームページにて行っております。2については、令和3年6月22日に今治市長あてに「有害鳥獣対策に関する意見書」を提出しております。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第14号につきまして、原案のとおり承認いたします。
次に議案第15号「令和3年度農業委員会決算報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。「議案第15号 令和3年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。
1歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額6,270,110円。歳入決算額は歳出額に合わせ26,895,303円。差引20,625,193円を一般財源としております。2歳出。計の欄、予算額31,719,000円に対して決算額26,895,303円。執行率84.8%。不用額の主な要因は、会計年度任用職員の勤務体制の変更と時間外勤務手当の減によるもの及びコロナ禍による旅費及び自動車賃借料の減によるものです。
以上で、説明を終わります。

議長 以上で、議案第15号の説明が終了しました。
令和3年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。
議案第15号につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 承認することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 「議案第15号 令和3年度農業委員会決算報告」につきまして、承認いたします。
次に議案第16号「令和4年度農業委員会事業計画(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、18ページをお開きください。議案第16号 令和4年度農業委員会事業計画(案)についてご説明いたします。
1 基本方針を掲げております。今年度の特記事項としては、9行目から『経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」を踏まえ、農業委員会における意欲的な目標設定とその実現を確実なものとするのが求められている。』ところであります。
2 一般活動 3 総会 20ページ 4 その他の業務において、それぞれの活動計画を掲げております。
21ページをお願いします。
「5 令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明させていただきます。こちらは、先ほど基本方針において説明した農林水産省の経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき指定された様式にて作成しております。
I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)を掲載しています。
22ページをお開きください。II 最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、②目標は、今年度末の集積面積886ha。

これは、今治市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定めた目標20%を達成できるように設定しています。

(2) 遊休農地の解消、②目標は、ア既存遊休農地の内 a 緑区分、荒廃度が低度でトラクター等で耕起すれば利用可能な遊休農地、について令和4年度中に2ha解消としております。設定面積は、米印にあるように令和3年度の緑区分の遊休農地の5分の1の面積を記入しております。b 黄区分、荒廃度が中度で重機も使わないと利用できない遊休農地、について解消のための工程表の策定方針については、「土地の状況ごとに解消の方針を検討する」としてしております。イ新規発生遊休農地の解消目標面積については、0.2ha。これは、前年度に新規に判明した緑区分の遊休農地について今年度全てを解消することを目標とすることを国に求められているのでそのとおり設定しております。

23 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進について、②目標は、平成28年から平成30年度の権利移動面積3か年平均の1割14.3haを「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」と設定しております。

2 最適化活動の活動目標として(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、国が月平均の活動日数の最低限としている6日としております。最適化活動を行う農業委員の人数は、23人(実数22人)としています。これは、中立委員を除いた人数としております。農地利用最適化推進委員は、20人全員としております。

(2) 活動強化月間の設定目標として、8月①農地の集積。内容は、「農業次世代人材投資事業受給者の定期面談の際に、耕作面積拡大希望等に適切に対応する。」。8月～11月②遊休農地の解消。内容は、「農地パトロールにより農地の状況を確認し、遊休農地の解消に努める。」としております。国は毎年度3カ月以上の活動強化月間の設定を求めていますので、それを上回る設定をしています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、「新規就農希望者、市、県、JA担当者、4者により随時行われる新規就農相談会に1回以上参加することを目標としております。

以上でご説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第16号につきまして、原案のとおり決定いたします。
次に報告第9号「令和4年度農業委員会予算について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。報告第9号につきましては、既に令和4年第2回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和4年度今治市一般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。2歳出予算計、前年度31,719,000円に対し、本年度30,451,000円、となっております。通信運搬費の減等ございますが、ほぼ前年度と同じ内容の予算を確保しています。1歳入は、特定財源として、予算額6,250,000円、内訳は農業委員会交付金等。一般財源、24,201,000円、合計30,451,000円となっております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。
本日本日予定してございました議案審議は、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。何でもかまいません。

全 員 (意見なし)

議 長 特にないようですので、本日の年次総会を閉会します。総会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。
ここで、一旦、マイクを事務局にお返しいたします。

事 務 局 事務局から連絡事項がございます。
次回6月の総会ですが、これは農地法関係の議案審議となりますので、ご案内は農業委員さんのみになります。
日程につきましては、令和4年6月10日月曜日 午後2時から、今治市役所第2別館11階特別会議室1号2号で開催しますので、よろしく
いたします。
なお、この後、直ちに「今治市農業委員会互助会総会」を開催いたしますので、引き続きご協力の程、よろしく
いたします。